

沖縄県障害者雇用推進企業登録制度 ワークわく！おーきなわのご案内

障害者雇用実績のある企業（**応援企業**）と、これから取り組みたい企業（**チャレンジ企業**）の登録制度を実施します。

沖縄県
障害者雇用推進企業



平成30年10月スタート！

～障害のある人もない人も共に働きやすい職場環境づくり～
障害者雇用実績のある企業も、そうでない企業も、
障害のある人も、ない人も、みんなで取り組もう

制度の内容

登録企業の情報を発信すること等により県民への障害者雇用の理解促進を図るとともに、登録企業間のネットワークを構築し、障害者雇用を推進することを目的としています。



県民・障害者・支援者・企業

名刺、広報物、販売物等に活用できます

登録企業のリスト公表
事例紹介・セミナー開催等

ロゴマーク活用（応援企業）
活動内容の実施（応援企業）

沖縄県

ロゴマーク配付（応援企業）
情報交換の場の設定

登録企業

他社の取組事例を参考とすることができます
「応援企業×応援企業」「応援企業×チャレンジ企業」

応援企業とは

◆**応援企業は、障害者雇用の実績があり(※1)、県内障害者雇用の推進のために、次のいずれかの活動を行います。**

- ・ 取組み事例の提供
- ・ セミナー等における事例の紹介や講演
- ・ 学校や支援機関の就職支援における助言
- ・ 障害者の職場見学や実習の受入
- ・ 他の企業等の職場見学の受入
- ・ チャレンジ企業への助言



◆**応援企業に登録すると…**

- ・ **ロゴマークの活用**により、共生社会づくりの推進や、配慮ある職場環境づくりに積極的に取り組むなど、障害者雇用を推進する企業としてPRすることができます。
- ・ 障害者雇用における**課題**や更なる**取組向上**のために、**企業間の意見交換や情報交換**をすることができます。
- ・ 県ホームページでの**企業リスト公表**により、企業の**イメージアップ**に繋がります。

※1 **障害者雇用の実績がある**とは次の内容を満たしていることをいいます。

過去3年間、6月1日時点の常用雇用労働者に占める障害者の割合が、法定雇用率以上となる障害者を雇用していること。ただし、算定に就労継続支援A型事業所の**利用者**は含めません。

- ・ 法定雇用率 H30.6.1時点2.2% H29.6.1時点2.0% H28.6.1時点2.0%
- ・ 常用雇用労働者数が45.5人未満(平成29年6月1日時点及び平成28年6月1日時点は50人未満)の場合は、1人以上の障害者を雇用していること。

チャレンジ企業とは

◆**チャレンジ企業は、応援企業の登録要件を満たさないものの、障害者雇用に取り組みたい企業が、障害者雇用を進めるにあたって必要な情報を得ることを目的としています。**



◆**チャレンジ企業に登録すると…**

雇用を進めるにあたっての**不安や疑問**に対して、セミナー等では得られない、**企業の声**を参考とすることができます。

登録の対象

◆ **県内に本社を有する企業、または、県外に本社を有する企業が県内に設置する事業所で、次の要件を全て満たす必要があります。**

- ア. 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業またはこれら営業の一部を受託する営業を行う企業または事業所でないこと。その他適切でないと判断される営業でないこと。
- イ. 暴力団と関係する企業または事業所でなく、かつ、役員等が暴力団と関係を有していないこと。
- ウ. 過去3年間における労働基準法等の労働関係法令、その他の法令に係る重大な違反がないこと。

登録の期間

登録後、**3年目の3月31日まで**とします。更新手続きにより更新することができます。

問い合わせ・お申し込み

沖縄県 商工労働部 雇用政策課 雇用対策班

TEL098-866-2324

FAX098-866-2349